

令和6年度

諫早中学校PTA・文化体育部活動後援会総会

日時 令和6年4月25日(木) 午後から

方法 動画配信にて実施
＜学校の方針について＞

- 1 校長あいさつ
- 2 学校教職員紹介（学校便り）

＜PTA総会及び文化体育部活等後援会総会＞

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 令和5年度 活動報告
 - (2) 令和5年度 決算及び監査報告
 - (3) 令和6年度 役員承認
 - (4) 表彰及び旧役員退任あいさつ
 - (5) 令和6年度 役員あいさつ
 - (6) 令和6年度 事業計画及び予算審議
PTA・文化体育部活等後援会
 - (7) その他
- 4 閉会のことば

諫早市立諫早中学校PTA

諫早中学校 PTA の基本姿勢

共に学び・考え・努力する PTA

親はまず、子どもの幸せな成長を願っています。子どもは、学校・家庭・地域社会の三つの違った環境の中で、いろいろなことを学び成長します。

子どもを取り巻く教育・生活環境は、常に大きく変化しており、その中で子どもは親の姿を見て成長しています。

私たち親は、子どもの成長とともに自分を高め子どもとともにのびる親、学ぶ親でありたいものです。

親の成長がそのまま健全な子どもを育てる力になると信じています。

また、子ども一人ひとりの望ましい成長を願うには、親と教師とが真に信頼し合って関わっていくことが大切です。

そのための、核となるべきものが学級であり学級 PTA と考えます。

以上のことを踏まえ、ともに学び・考え・努力し、積極的に参加する学級 PTA を本校の基本姿勢とする。

○ 諫早中学校 P T A とは

諫早中の P T A は、中学校に生徒がいる全世帯に参加をお願いしています。一昨年度から、無理に役員を決めるのではなく、活動ごとに有志を募り、「できるときにできる人が無理のないように」運営をしていきます。今年度から、上記の考え方をもとに P T A 規約を改正し、子どもたちの健全育成のため、諫早中学校がチームとなって活動していくことを目標に、新しい P T A 活動のスタイルをつくりあげてきたいと考えています。

- (1) 広報部 年 1 回の広報「しろがね」の編集と発行
- (2) 教養部 講演会や研修会、給食試食会などの企画・運営
- (2) 保体部 校内球技大会の企画・運営、体育大会協力
- (4) 校外補導部 生徒の登下校の見守り活動・指導、心を見つめる教育週間への協力
- (5) 学級理事 (3 年) 学級会の企画・運営、学級レクリエーションの企画・運営 (記念品)
- (6) 副理事 学級理事の活動の補佐、P T A 総会資料綴

令和5年度 諫早中学校 PTA 活動報告書

部 月	常任理事会	教養部	学 級 理 事			広報部	校外補導部	保体部	町理事
		教養部	1学年会	2学年会	3学年会				
4	14 町理事会 新旧理事会 21 本部役員会 PTA 総会 (書面にて配付)								
5	12 本部役員会					14 体育大会			
6	9 本部役員会 13 町理事会					20 広報紙作成 委員会	登校見守り		13 町理事会
7	14 本部役員会								
8						25 しろがね特集 班会議			
9	8 本部役員会								
10	6 本部役員会	25 給食試食会				13 合唱発表会 (3年生)	13 安全パト -ル(下校)	25 ゆるス ポ-ツ大 会	
11	10 本部役員会 25 合同地区懇談会	25 防犯教室			2 3 年学級 役員会 有志にて記念 品選出	22 合唱発表会 (1.2年生) 28 広報紙作成 委員会			25 合同 地区懇談 会
12						19 広報紙作成 委員会			
1	26 本部役員会								
2	27 本部役員会					13 広報紙作成 委員会 14.27 広報紙 校正			
3	会計監査 26 新旧本部役員会				記念品配布 準備作業 記念品配布	11 広報紙 第 147 号配付			

令和5年度 決算書

1 収入の部

【単位：円】

諫早市立諫早中学校PTA

項目	令和5年度予算額	令和5年度決算額	比較増減	摘要
会費	3,040,000	2,928,000	△ 112,000	4000円×(世帯数+教職員) 751
繰越金	518,457	518,457	0	
市補助金	225,000	235,000	10,000	諫早市より事務補助給料助成金・県P表彰校補助
雑収入	0	15	15	預金利息
収入合計	3,783,457	3,681,472	△ 101,985	

2 支出の部

項目	目	節	令和5年度予算額	令和5年度決算額	比較増減	摘要	
運営費	1	会議費	50,000	32,995	△ 17,005		
		1	会議費	50,000	32,995	△ 17,005	会議費お茶代等
	2	需要費	100,000	119,085	19,085		
		2	消耗品費	100,000	119,085	19,085	事務用品(プリンターインク代等)・来校者用スリッパ
費	3	事務費	1,146,000	844,784	△ 301,216		
		3	給料	996,000	822,000	△ 174,000	事務補助手当6~3月(市補助金225,000円)
		4	その他事務費	150,000	22,784	△ 127,216	切手代・雇用保険
	4	一般活動費	500,000	595,942	95,942		
活動費		5	学級部費	100,000	118,483	18,483	3年生
		6	教養部費	50,000	46,123	△ 3,875	給食試食会費用・防犯教室費用
		7	保体部費	50,000	864	△ 49,136	市レクリエーション参加経費
		8	補導部費	10,000	0	△ 10,000	
		9	広報部費	270,000	429,314	159,314	しろがね新聞作成印刷費(カラ-印刷)
		10	町理事費	20,000	1,156	△ 18,844	合同懇親会経費
		5	渉外費	50,000	63,110	13,110	
		11	渉外費	50,000	63,110	13,110	市P懇親会等参加費
		6	研修費	100,000	94,228	△ 5,772	
		12	研修費	100,000	94,228	△ 5,772	九P・県P大会参加費
諸費		7	福祉費	230,000	277,950	47,950	
		13	生徒福祉費	200,000	228,490	28,490	卒業記念印鑑・卒業証書入れホルダー
		14	慶弔費	30,000	49,460	19,460	香典、弔電
	8	分担金	800,000	768,610	△ 31,390		
	15	分担金	800,000	768,610	△ 31,390	県P連合会会費、安全互助会会費、市P会費	
費	9	予備費	367,457	7,000	△ 360,457		
	16	予備費	367,457	7,000	△ 360,457	転学者返金	
小計			3,343,457	2,803,704	△ 539,753		
教育振興費	10	教育振興費	150,000	509,328	359,328		
		17	教育振興費	150,000	509,328	359,328	書籍・図書ボランティア・入学、卒業式警備
	11	行事協力費	100,000	71,920	△ 28,080		
		18	体育	50,000	57,240	7,240	講義謝金
		19	文化	50,000	14,680	△ 35,320	講話謝金
		12	研修費	10,000	36,000	26,000	
		20	職員研修費	10,000	36,000	26,000	教育会費
		13	校務費	30,000	23,616	△ 6,384	
費		21	学校渉外費	30,000	23,616	△ 6,384	送送料
	14	予備費	50,000	55,590	5,590		
	22	予備費	50,000	55,590	5,590	入学、卒業式用徽章	
小計			340,000	696,454	356,454		
財政調整基金			100,000		△ 100,000		
支出合計			3,783,457	3,500,158	△ 283,299		

収入合計 3,681,472 円 - 支出合計 3,500,158 円 = 次期繰越 181,314 円

関係書類及び領収書、預金通帳を照合し決算に相違ないことを認めます。

令和 6 年 3 月 29 日

監査

岩永 かつり

松尾 恵美

川池 須磨子

令和5年度 諫中文化体育クラブ後援会基金収支決算書 (単位：円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	1,302,713	横断幕(カラー)	15,400 1
後援会集金より	570,000	県大会合計	79,000 2.3.6
諫早少年スポーツクラブ助成金事務費	12,600	九州大会合計	806,450 4.5.10.18.19.20
財政調整基金より	118,000	全国大会合計	23,720 8.9
利子	11	コートブラシ代	168,200 7
		駅伝 栄養費	9,869 11
		駅伝 ユニフォーム代	404,655 12
		担架 体育館用	17,400 13
		体育館モップクリーニング	7,260 14
		インドアソフトテニス(男女)	160,000 15.16
		剣道部 白龍旗選抜	100,000 17
収入合計	2,003,324	支出合計	1,791,954

繰越金 = 収入 - 支出 = 211,370 円

関係帳簿及び領収書・通帳を照合し、決算に相違ないことを認めます

令和6年 3月29日

監査 松尾 恵美
 岩永 かおり
 小池 須磨子

令和5年度 諫中文化体育クラブ後援会集金収支決算書 (単位：円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	18,386	基金へ	570,000
会費	552,000		
利子	5		
収入合計	570,391	支出合計	570,000

繰越金 = 収入 - 支出 = 391 円

関係帳簿及び領収書・通帳を照合し、決算に相違ないことを認めます

令和6年 3月29日

監査 松尾 恵美
 岩永 かおり
 小池 須磨子

令和5年度 PTA財政調整基金収支決算書 (単位：円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	111,999	文体クラブ後援会基金へ	118,000
R4教材費立替分返金	7,780		
利子	6		
収入合計	119,785	支出合計	118,000

繰越金 = 収入 - 支出 = 1,785 円

関係帳簿及び領収書・通帳を照合し、決算に相違ないことを認めます

令和6年 3月29日

監査 松尾 恵美
 岩永 かおり
 小池 須磨子

令和6年度 P T A 役員名簿 (案)

諫早中学校PTA

役職	専門部	氏名	校区	学年・組	生徒名
会長	町理事	橋本	諫早		
副会長	学級役員	岩永	みはる台		
	学級役員	本多	みはる台		
	教養	山本	諫早		
	教養	中尾	諫早		
	保体	松永	小栗		
	保体	傍島	小栗		
	広報	岩永	上山		
	広報	小畑	上山		
監査	松尾				
	朝海			卒業生	
	小池 須磨子			学校代表	
顧問	坂口 雄二			学校代表	

	役職	学年組	氏名	生徒名	役職	学年組	氏名	生徒名
代表年	3学年委員長	3年2組	津田		3学年副委員長	3年7組	小池	
学級役員	3年学級委員	3年1組	岩永		3年学級委員	3年5組	永野	
	3年学級委員	3年1組	江越		3年学級委員	3年5組	森	
	3年学級委員	3年2組	津田		3年学級委員	3年6組	門濱	
	3年学級委員	3年2組	大久保		3年学級委員	3年6組	済藤	
	3年学級委員	3年2組	本村		3年学級委員	3年6組	高井	
	3年学級委員	3年3組	坂上		3年学級委員	3年6組	藤山	
	3年学級委員	3年3組	清水		3年学級委員	3年7組	小池	
	3年学級委員	3年4組	荒平		3年学級委員	3年7組	清水	
	3年学級委員	3年4組	小田					
理 表 事 代	町理事代表							
校 区 代 表 理 事	上山小				副校長		山内 昇	学校事務局
	小栗小				教頭		小池須磨子	学校事務局
	諫早小				主幹		長尾 修介	学校事務局
	みはる台小				PTA事務補助		山下 智賀	学校事務局

令和6年度 町 役 員 名 簿 (案)

校区	町名	町理事	
		氏 名	生徒名
上山小	上野町	苑田	
	宇都町	柿本	
	新道町	伊地知	
	西小路町	鈴木	
	西郷・立石町	和田	
	野中町	松尾	
	原口町	山口	
	船越町	川口	
諫早小	幸町A	坂上	
	幸町B	石崎	
	幸町C	古賀	
	仲沖町	津田	
	八天町	古賀	
	中央地区 西地区 本町	柳井	

上山小校区代表役員

諫早小校区代表役員

校区	町名	町理事	
		氏 名	生徒名
みはる台小	平山町	鳥山	
	土師野尾	前田	
	栗面町	古賀	
		馬場	
小栗小	扇	古道	
	小川団地・小ヶ倉	鹿島	
	小川町	森崎	
	小栗団地		
	川床町	平野	
	官舎	浦島	
	ひばり	松島	
	鷺崎町	松田	

みはる台小校区代表役員

小栗小校区代表役員

町理事代表

副会長

副会長

令和6年度

諫早中学校PTA予算(案)

1 収入の部

【単位：円】

諫早中学校PTA

目	前年度予算	本年度予算	増・減△	備考
会費	3,040,000	3,040,000	0	4,000円×(世帯数+教職員) 760
繰越金	518,457	181,314	△337,143	
市補助金	225,000	225,000	0	市より助成金
雑収入	0	0	0	預金利子
合計	3,783,457	3,446,314	△337,143	

2 支出の部

項目	前年度予算	本年度予算	増・減△	備考	
運営費	会議費	50,000	100,000	50,000	新旧役員会・市P連総会及び市P各部懇親会
	消耗品費	100,000	100,000	0	事務用品
	給料	996,000	996,000	0	事務補助手当(市補助金225,000円)
	その他事務費	150,000	50,000	△100,000	インク・切手代・雇用保険
活動費	学級部費	100,000	100,000	0	3年生のみ
	教養部費	50,000	50,000	0	講演会・後援会費
	保体部費	50,000	50,000	0	球技大会費用
	広報部費	270,000	400,000	130,000	しろがね新聞1回発行経費(カラー)
	町理事費	20,000	10,000	△10,000	合同協議会経費
	渉外費	50,000	50,000	0	5校連絡協議会
	研修費	100,000	100,000	0	九P・県P大会・各研修会参加費
	生徒福祉費	200,000	200,000	0	卒業記念印鑑・卒業証書入れホルダー
	慶弔費	30,000	30,000	0	香典、弔電
校外補導費	10,000	10,000	0	見守り活動経費	
諸費	分担金	800,000	800,000	0	市P会費・県P会費・安全互助会費
	予備費	367,457	90,314	△277,143	次年度活動資金、転出者への返金
小計		3,343,457	3,136,314	△207,143	
教育振興費	教育振興費	150,000	100,000	△50,000	図書ボランティア・学校保健会費・体育大会、卒業式警備など
	行事協力費 体育	50,000	50,000	0	行事協力費
	行事協力費 文化	50,000	50,000	0	講演会経費
	職員研修費	10,000	30,000	20,000	各種研究大会の参加費
	学校渉外費	30,000	30,000	0	発送費
	予備費	50,000	50,000	0	書籍等
小計		340,000	310,000	△30,000	
総計		3,683,457	3,446,314	△237,143	

令和6年度 諫中文化体育クラブ後援会予算（案）

1 収入の部

【単位：円】

項目	金額	備考
会費	550,000	1,000円×部活動入部予定 550
繰越金	211,370	
合計	761,370	

2 支出の部

【単位：円】

項目	金額	備考
中体連出場補助	0	
新人大会補助	500,000	九州大会・全国大会・選抜大会
文化系大会出場補助	250,000	合唱・吹奏楽部 県・九州・全国大会出場
予備費	11,370	モップクリーニング代
合計	761,370	

諫中文化体育クラブ後援会予算執行について

1. 収入

前年度諫中文化体育クラブ後援会繰越金・会費及びその他の雑収入を当てる。

2. 支出

①新人戦の県大会等に出場する経費に当てる。

②運営に必要な経費に当てる。

令和6年度 諫早中学校PTA活動計画書(案)

月 部	本部役員会	学級役員			教養部
		1 学年会	2 学年会	3 学年会	
4	3 学年役員会 PTA・文化体育クラブ後援会総会(配信)			3 学年役員選出	希望調査
5	市母親委員会 市PTA理事会 市PTA総会 スポーツクラブ 諫早支部総会			学級委員研修会	
6	会長研修会 教育週間 町理事会			長崎っ子の心を見つめる教育週間	教育週間協力 講演会計画
7	本部役員会 五校連絡協議会				
8					
9	市PTA競技大会				
10				学年理事会 卒業記念品に向けて	給食試食会 (修学旅行実施日) 親子防犯教室
11	本部役員会 九州PTA大会(長崎) 市Pレクリエーション大会			学年理事会 卒業記念品に向けて	
12				学年理事会 卒業記念品に向けて	
1	市P諫早大会				市P諫早大会
2	本部役員会			学年理事会 卒業記念品準備	
3	会計監査			学年理事会	

月 部	広報部	保体部	町役員	※ 校外補導 必要に応じて実施
4	広報委員研修会 希望調査	希望調査		
5	部会 体育大会写真撮影	部会 体育大会 (PTA種目未定)		
6	教育週間写真撮影 広報委員会 (方針確認)		第1回町役員会	見守り活動 (登校)
7		PTA 球技大会 案内・希望調査		
8				
9				
10	合唱発表会撮影 (3年) PTA 球技大会写真撮影 親子防犯教室	PTA 球技大会	第2回町役員会 (親子防犯教室)	見守り活動 (下校)
11	合唱発表会撮影 (1・2年) 広報委員会 (記事検討)			
12	広報委員会 (記事検討)			
1	市P諫早大会 広報委員会 (記事完成)	市P諫早大会	市P諫早大会	
2	広報委員会 (点検)			
3	しろがね発行			

諫 早 市 立 諫 早 中 学 校 P T A 会 則 (案)

第一章 名 称

第1条 本会は、諫早市立諫早中学校PTAと称する。

第2条 本団体を次の所在地におき、本会の事務局を諫早市立諫早中学校におく。
(所在地) 諫早市西郷町930番地1

第二章 目 的

第3条 本会は、保護者と教職員が一体となり、民主的教育の推進を図り、本校生徒の福祉を増進することを目的とする。

第4条 本会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学校及び家庭における民主教育の理解を深め、その実践に協力する。
- (2) 会員相互の教養を深め、親睦を図る。
- (3) 生徒の幸せのために活動し、他の団体及び機関と協力する。
- (4) 生徒の校外活動の育成及び健康安全の指導をする。
- (5) 生徒の教育環境の整備改善に努める。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な活動をする。

第三章 組 織

第5条 本会は、本校生徒の保護者及び本校に勤務する教職員を会員として組織する。

第四章 役 員

第6条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 4 ~ 8名
- (3) 理 事 学級役員・専門部部长・町役員
- (4) 監 査 3 名
- (5) 顧 問 若 干 名

第7条 本会の役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、保護者の中から選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 副会長は、保護者の中から選出し、総会の承認を受ける。
- (3) 学級役員は3学年のみ学級ごとに2名を選出する。学級役員の中から互選により、3学年代表1名、副代表1名を選出する。
- (4) 町役員は、保護者の中から町内ごとに(生徒数の関係で合併もしくは分割も可)1名をおく。町役員は、地区別協議会、または4地区合同懇談会を実施運営するため、諫早小、上山小、小栗小、みはる台小の小学校区ごとに、代表役員を1名ずつ4名選出し、4名の中から町役員代表を1名選出する。
教養部、広報部、保健体育部、校外補導部員については、活動を行う際に全会員に希望を募り、有志で活動する。その際、各専門部の部長は、部員の中から互選により選出する。
尚、教職員の中から各専門部の顧問を選出する。
- (5) 常任理事は、本部役員、3学年代表、各専門部の部長、町役員代表、校長、副校長、教頭を当てる。
- (6) 監査は、保護者の中から選出し、総会の承認を受ける。
- (7) 顧問は、校長ほか必要に応じて会長が委嘱する。

第8条 役員の任期は、一ヶ年とする。ただし、新年度の役員が決定するまではその任を負う。補出役員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、役員の再選はさまたげない。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長不在の時はその代理を務める。
- (3) 3学年代表は、会務を協議しこれを処理する。
- (4) 3学年副代表は、理事不在の時はその代理を務める。
- (5) 学校役員は、理事会の諮問に応じ会務を努める。
- (6) 常任理事は各事業部の企画運営にあたる。
- (7) 監査は、会計を監査し総会において報告する。
- (8) 顧問は、会長の諮問に応じ本会の重要な会務についての意見をのべる。

第五章 会 議

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、毎年1回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の要求があったとき、これを開催する。総会においては次のことを議決する。
 - 会則変更
 - 役員承認
 - 予算・決算の承認
 - その他重要事項
- (2) 常任理事会は、会長が招集し、事業の企画運営について審議する。この会には、常任理事が出席する。
- (3) 理事会は、会長が必要と認めるとき、または、理事の3分の1以上の要求があったとき開催する。理事会においては、次のことを審議する。
 - 会則変更案
 - 役員選出
 - 予算・決算案
 - 年間事業計画案
 - その他重要事項

第11条 本会に、学級分会及び地区別懇談会または、4校区合同懇談会をおく。

- (1) 学級分会は、学級ごとにおき、学級生徒の保護者と担任教師で構成する。
- (2) 地区別懇談会、または4地区合同懇談会は、保護者、特別会員ならびに教職員で構成し年1回開催し実施運営は町役員が行う。

第12条 本会の目的を達成するため次の事業部をおき、各事業部長は、必要に応じて部会を開く。各部会の会員については、活動を行う際に希望を募り、有志で活動することを基本とする。

- (1) 教養部 会員研修・学級・家庭・社会教育の推進と会員意識の向上に努める。
- (2) 広報部 広報活動の推進と処理にあたる。
- (3) 保体部 保護者と生徒の体力の向上、社会体育の振興に努める。
- ~~(4) 校外補導部 生徒の校外補導及び安全指導に努める。~~
- ~~(5) (4) 町役員 地区別懇談会、または4校区合同懇談会の実施・運営。~~

第六章 会 計

第13条 本会の会計は、会費、寄付金及びその他の収入を持ってあてる。

第14条 本会の会費は、総会で決定しその納入は、一括払いか分納による。ただし途中入会者は、入会月の分より納入するものとする。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第七章 付 則

第16条 総会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。また、会則の変更は、総会で行い、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。ただし、会員を招集しての総会等の開催が困難な場合は、会長が総会等の決議の目的である議案について提案を行い、書面や電磁的記録等による議決権行使ができる。

第17条 本会の会則は、昭和47年4月1日より施行し昭和47年5月8日、昭和53年5月8日、昭和54年5月8日、平成3年5月14日、平成8年5月18日、平成10年5月19日、平成14年5月7日、平成18年4月28日、平成19年4月27日、平成22年4月28日、平成25年4月24日、平成26年4月28日、平成29年4月27日、平成30年4月26日、令和2年4月22日、令和5年4月21日、令和6年4月25日の総会で会則の一部改正した。

文化・体育クラブ後援会会則

諫早市立諫早中学校

第一章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、諫早中学校『文化・体育クラブ後援会』（以下『後援会』という。）と称する。

第2条 (目 的)

本会は、会員が諫早中学校の『文化・体育』の向上にかける情熱と団結心を持って、諫早中学校の『文化・体育』クラブ活動の発展に寄与することを目的とした資金援助を行う。

ただし、クラブ活動については、一切の指示を行わない。

第3条 (活 動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 定例会の実施
- (2) 募金等の実施

第4条 (事務局)

本会の事務局を、諫早中学校内に置く。

第二章 会 員

第5条 (組 織)

本会は、諫早中学校に在籍する生徒の保護者及び教職員を会員として組織する。

第6条 (会 費)

会員の会費は、次のように定める。

- (1) 会費は、年額1,000円とし会費納入期は、(前期5月)(後期7月)とする。

『但し、一括納入も可』

- (2) 会費の納入は、世帯を基準とする。(部活動加入者は1人円別途徴収する)

第7条 (権利の喪失)

会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費、その他本会の資産については、なんらの請求もすることができない。

第三章 役 員

第8条 (役員構成)

本会には、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|----------|----|-----------|----|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 | (2) 副 会 長 | 1名 | (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 庶務会計 | 1名 | (5) 監 事 | 3名 | (6) 顧 問 | 2名 |

第9条 (役員を選出)

役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長は、PTA副会長が当たり、総会の承認を得なければならない。
- (2) 副会長は、会長が推薦し、総会の承認を得なければならない。
- (3) 理事は、各学年理事、及び教職員の文化・体育担当が当たり、総会の承認を得なければならない。
- (4) 庶務会計は、主幹教諭とし、総会の承認を得なければならない。また、PTA事務補助員は、その補佐をする。
- (5) 監事は、PTA監査とし、総会の承認を得なければならない。
- (6) 顧問は、PTA会長、学校長とする。

第10条 (役員の仕事)

役員の仕事は、次のように定める。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を協議し、これを処理する。
- (4) 庶務会計は、本会の庶務会計を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務を監査し、総会において報告する。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の会務について意見を述べる。

第11条 (役員の仕事)

- (1) 役員の仕事は、一年とし再任を妨げない。

(2) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 四 章 会 議

第 1 2 条 (会 議)

本会の会議は、総会及び理事会とし会長が召集する。

第 1 3 条 (総 会)

総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は、年1回とする。

※ 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事会において、その必要を認めるとき。

(2) 会員の三分の一以上が、連帯で会議の目的事項を明示し、総会開催を会長に要請したとき。

第 1 4 条 (総会の決議)

(1) 議長は、会員の中から選出する。

(2) 総会の決議は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長が決する。

(3) 総会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- ① 活動計画及び収支予算に関すること。
- ② 活動計画及び収支決算に関すること。
- ③ 役員の選任に関すること。
- ④ 会則の変更に関すること。
- ⑤ その他、重要事項に関すること。

第 1 5 条 (理事会)

(1) 理事会は、会長、副会長、理事、庶務会計を持って構成する。

(2) 理事会は、次の事項を審議決定する。

- ① 総会に提出する議案。
- ② 総会によって委任された事項。
- ③ 援助計画。
- ④ その他、重要と認める事項。

第 五 章 会 計 業 務

第 1 6 条 (会計年度・経 費)

(1) 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(2) 本会の経費は、会費と寄付金を持ってあてる。

第 1 7 条 (帳簿及び監査)

(1) 本会は、金銭出納簿・会費徴収明細・その他必要な帳簿を備えなければならない。

(2) 会長並びに庶務会計は、毎年会計年度終了とともに下記の書類を作成し、定期総会の10日前までに監事に提出し監査承認を受けなければならない。

- ① 収支決算書
- ② 上記付属書類(出納簿・会費徴収明細簿等)

第 六 章 会 則 の 変 更

第 1 8 条 (会則の変更)

本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の決議を得なければ変更することはできない。

第 七 章 目 的 の 実 行

第 1 9 条 (援助の範囲)

援助は、「文化・体育クラブ」からの資金援助及び派遣経費の要請書に基づき、理事会の承認を得て行う。

第 八 章 附 則

第 2 0 条 (附 則)

本会の目的を達成するのに必要な事項は、理事会で決める。

第 2 1 条

本会は、昭和61年6月9日より実施する。

平成26年4月28日の総会で一部改正した。

文化・体育部活動後援会大会参加援助規定

諫早市立諫早中学校

- 第1条 文化・体育部活動後援会会則第19条の規定により、援助はこの規定によって行うものとする。
- 第2条 援助の対象は、県中体連主催の新人大会及び県中体連主催の大会で代表権を得た九州大会・全国大会（ジュニアオリンピック等）とする。また、文化クラブは、吹奏楽部は「吹奏楽コンクール県大会以上」、合唱部は「九州合唱コンクール」を援助の対象とする。
- 第3条 援助対象者には、激励金として援助する。
- 第4条 激励金は、文化体育部活動後援会員からの会費を財源とする。
- 第5条 激励金は、開催地が県内の場合、生徒一人5,000円を支給する。開催地が九州内の場合（沖縄を除く）、生徒一人10,000円を支給する。開催地が九州外の場合、生徒一人25,000円を支給する。指導者については、二名までを援助対象とし、生徒の倍額を支給する。ただし、文化部の県大会においては、生徒一人1,000円を支給する。
- 第6条 団体で参加の場合、大会の出場登録者数の支給対象者は、30人を限度とする。
- 第7条 指導者等も援助対象とするが、本校職員の場合、出張と見なされる場合は対象としない。
- 第8条 激励金を受けようとする部は、別紙「文化・体育部活動激励金申請書」により申請をしなければならない。
- 第9条 激励金の利用に当たっては、効率的に使わなければならない。
- 第10条 この規定は、令和2年4月1日より施行する。

文化・体育部活動後援会激励金・貸付金申請について

1 申請書

○別紙申請書にて事前に提出する。現金を引き出す都合上余裕を持って御提出ください。データは、諫早中 Lan→部活動→文化体育クラブ後援会援助金申請→申請・報告原本（Excel データ）からお願いします。入力終了後は、「〇〇部〇〇大会」と「名前を付けて保存」してください。

○添付書類

- ・大会実施要項
- ・大会申込書写し

2 領収書

○冬の大会については、激励金を受取り次第、速やかに領収書を事務局に提出する。

3 返金

○夏の大会に伴い、借り入れた場合、年度内1月末日までに返金する。

令和6年度 学校行事一覧

4月	5月	6月	7月
<p>遠足</p> <p>内科検診</p> <p>内科検診</p> <p>県学力調査</p> <p>全国学力・学習状況調査</p> <p>県学力調査(英語)</p> <p>内科検診</p> <p>授業参観</p> <p>文体クラブ保護者会</p>	<p>歯科検診</p> <p>体育大会</p> <p>体育大会振替休日</p> <p>体育大会予備日</p> <p>実力試験</p> <p>中総体激励会</p> <p>歯科検診</p>	<p>1年 9日(木)</p> <p>全学年 19日(日)</p> <p>全学年 20日(月)</p> <p>全学年 21日(火)</p> <p>全学年 24日(金)</p> <p>全学年 28日(火)</p> <p>1年 30日(木)</p>	<p>平和講演会</p> <p>授業参観</p> <p>1学期終業式</p> <p>長崎県中総体(20日~22日)</p> <p>二者面談・三者面談(25日~8月2日)</p>
<p>平和集会</p> <p>実力試験(22日~23日)</p> <p>夏季授業日(26日~28日)</p>	<p>2学期始業式</p> <p>職場体験活動(25日~27日)</p>	<p>諫早市中総体振替休日</p> <p>諫早市中総体</p> <p>諫早市中総体</p> <p>諫早市中総体振替休日</p> <p>諫早市中総体(陸上大会)</p> <p>こころを見つける教育週間(12日~18日)</p> <p>教育相談(12日~20日)</p> <p>歯科検診</p> <p>道徳公開授業</p> <p>歯科検診</p> <p>1学期末試験(20日~21日)</p> <p>耳鼻科検診</p> <p>耳鼻科検診</p>	<p>全学年 3日(月)</p> <p>全学年 8日(土)</p> <p>全学年 9日(日)</p> <p>全学年 10日(月)</p> <p>全学年 11日(火)</p> <p>全学年 12日(水)</p> <p>全学年 12日(水)</p> <p>2年 13日(木)</p> <p>全学年 14日(金)</p> <p>2・3年 18日(火)</p> <p>全学年 20日(木)</p> <p>1年 25日(火)</p> <p>1年 26日(水)</p>
<p>8月</p>	<p>9月</p>	<p>10月</p>	<p>11月</p>
<p>人権集会</p> <p>授業参観</p> <p>1・2年PTA</p> <p>生徒会役員任命式</p> <p>2学期終業式</p>	<p>3年 9日(金)</p> <p>2年 22日(木)</p> <p>3年 26日(月)</p>	<p>市中総体駅伝大会</p> <p>3年実力試験</p> <p>1・2年実技教科試験</p> <p>3年実技教科試験</p> <p>後期学級役員紹介</p> <p>3年合唱発表コンクール</p> <p>避難訓練</p> <p>修学旅行(22日~24日)</p> <p>宿泊学習(29日~30日)</p>	<p>三者面談(5日~13日)</p> <p>2学期末試験(14日~15日)</p> <p>1・2年合唱コンクール</p> <p>生徒会選挙</p>
<p>12月</p>	<p>1月</p>	<p>2月</p>	<p>3月</p>
<p>3年 6日(金)</p> <p>2年 13日(金)</p> <p>3年 13日(金)</p> <p>3年 19日(木)</p> <p>1年 24日(火)</p>	<p>全学年 8日(水)</p> <p>1・2年 10日(金)</p> <p>全学年 24日(金)</p> <p>全学年 28日(火)</p>	<p>教育相談(~2/6)</p> <p>学年末試験(6日~7日)</p> <p>公立一般入試(18日~19日)</p> <p>授業参観PTA</p>	<p>卒業を祝う会</p> <p>卒業証書授与式</p> <p>公立高校チャレンジ入試</p> <p>小学校卒業式</p> <p>修了式・離任式</p>